公　　告

諸　事　項

工 場 財 団

東京都中央区日本橋二丁目15番３号**アズマックス株式会社**の工場財団に千葉県八千代市大和田新田564番地アズマックス株式会社千葉工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年９月12日

千葉地方法務局船橋支局